

諮問番号：令和４年度諮問第３１号
答申番号：令和４年度答申第４９号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年８月７日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当不支給処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

本件処分において、特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の不支給の理由は「児童の障がい状態を判定できる資料がないため」とされているが、処分庁からは資料請求はなく、本件処分の決定後に通知が届いた。

また、本件処分では、手当の不支給期間は「令和元年１２月から令和〇２年〇６月」となっているが、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）は出生後先天性の〇〇病を患っており現在も通院している。

不支給期間中の障がい状態を判定できる資料を提出するので、当該期間の認定を請求する。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

- (１) 審査請求人は、本件処分の不支給の理由が、「児童〔本件児童〕の障がい状態を判定できる資料がないため」とあるのに対して、「資料請求がなく処分決定後に通知が届きました。」と主張している。これに対して、処分庁の弁明書及び提出資料によると、審査請求人宛てに、令和元年９月３０日付けの特別児童扶養手当関係書類の提出について（障がい用）（以下「本件通知

1」という。)を令和元年10月11日に送付していることが認められる。本件通知1には、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法における有期認定の取扱いについて(昭和42年12月19日児発第765号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。(なお、局長通知は令和元年5月31日廃止。))及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて(平成23年1月11日障発0111第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「第7号企画課長通知」という。)で示されている内容が記載されていることが確認できる。

なお、処分庁が審査請求人に郵送した本件通知1が処分庁に返送されておらず、かつ、処分庁が複数回にわたり審査請求人に郵送した文書についても、同様であることから審査請求人の居所に送付されていることが推測される。

また、審査請求人の妻(以下「A」という。)が書類提出のために来庁した際、処分庁の職員が遅延理由について特段の事情はない旨を聴き取っており、提出時においては、行政庁からの資料請求がなかったゆえに提出ができなかった旨の主張はされていなかったことが窺える。

- (2) 審査請求人は、手当の不支給の期間が「令和元年12月から令和02年06月」とあるが、「(中略)〔本件児童〕は出生後先天性の〇〇病を患っており現在も通院をしています。」と主張している。これについては、特別児童扶養手当に関する疑義について(平成28年6月15日障企発0615第3号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「第3号企画課長通知」という。)において、期間を定めて手当の受給資格を認定(以下「有期認定」という。)した際の診断書の提出について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間、法第11条の規定による支給停止処分を行い、その後、診断書が提出され、受給資格を満たしていると判断される場合は、その提出した日の属する月の翌月から手当を支給すると示されている。

審査請求人が主張している、審査請求の理由において、それを裏付ける資料等の提出もなく、ゆえに有期認定の期限内に診断書を提出することが遅れたことに正当な理由があったとは認定できない。

処分庁が行った本件処分は法令等に基づいてなされたものであり、違法又は不当な点は見当たらない。

また、手続においても不公正な点や不備は認められない。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年12月 7日 諮問書の受領

令和4年12月 9日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月23日 口頭意見陳述申立期限：12月23日
令和4年12月23日	第1回審議
平成5年 1月 5日	審査会から処分庁に対し回答の求め(回答書：令和5年1月18日付け回答。以下「処分庁回答書」という。)
令和5年 1月24日	第2回審議
令和5年 2月21日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき(中略)は、その父若しくは母(中略)に対し、特別児童扶養手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。」と定めている。
- (2) 法第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(地方自治法(中略)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長)の認定を受けなければならない。」と定めている。
- (3) 法第11条は、「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。」と定め、次の各号のうち第1号は「受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。」と定めている。
- (4) 法第36条第1項は、「行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ(中略)ることができる。」と定めている。
- (5) 局長通知は、法等による障害認定診断書に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が、有期認定した場合の取扱いについて示し、2は「次に掲げる事項を記載した通知書を当該受給者に対し、交付すること。(1)受給資格の認定期間 (2)認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続 (3)その他必要な事項」と、3は「通知作成上の注意事項(1)受給資格の認定期間(中略)(2)認定期間後も引き続いて手当を受けようとする場合の手続き(ア)障害認定診断書の提出期限(認定の終期の月)を記載して、その提出を求めること(後略)」と記している。

(6) 第7号企画課長通知は、有期認定の障害認定診断書の取扱いについて示し、「1 再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。この場合、正当な理由がなく書類を提出しないときは、法第11条(中略)の規定により手当の支給を受けることができなくなる旨を付記すること。(後略)」と、「2 命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。」と記している。

(7) 第3号企画課長通知の別紙の第4手続関係は、「(問3) 有期認定の期限後の手当の取扱いはどうなるのか。」に対して、「(答) 有期認定の際の診断書の提出について、正当な理由がなく提出が遅れた場合は、診断書が提出されるまでの間、法第11条の規定による支給停止処分を行う。その後、診断書が提出され、受給資格を満たしていると判断される場合は、その提出した日の属する月の翌月から手当を支給する。」と記している。

なお、第3号企画課長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成25年10月10日付けで、審査請求人は、特別児童扶養手当認定請求書を大阪府知事に提出し、その後、手当の有期認定を受けた。

なお、平成27年度から、処分庁の区域内に住所を有する受給者に係る手当の受給資格及び認定の額についての事務は、処分庁の事務となっている。

(2) 平成27年11月、手当の有期認定の期限が到来する前に、審査請求人は、処分庁に対して、引き続いて手当の受給を求める手続(以下「有期再認定請求」という。)を行い、平成29年11月までの手当の有期認定を受けた。

(3) 平成29年11月8日、審査請求人は、処分庁に対して、2回目の有期再認定請求を行い、その後、処分庁は、審査請求人に対して有期認定を決定し、受給資格認定期間が「平成29年12月～平成31年〔令和元年〕11月まで」と記された「特別児童扶養手当 障がい認定通知書」(以下「本件障がい認定通知書」)を交付した。

なお、本件障がい認定通知書には、「(前略)〔本件児童〕における受給資格認定期間以後(中略)、引き続き手当を受けようとするときは、受給資格認定期間経過前に、次の診断書等を(中略)〔処分庁〕へ提出してください。

なお、診断書再提出の手続きにつきましては、提出期限の概ね2か月前に再度お知らせします。」と記載されている。

(4) 令和元年10月11日、処分庁は、令和元年9月30日付けの本件通知1

を審査請求人に対して送付した。

本件通知1には、「あなたの特別児童扶養手当受給資格は次の有期期限〔受給資格認定期間〕までですが、引き続き手当の支給を受けるには障がい状態の確認が必要です。所定の様式の診断書等を有期期限日までに（中略）担当まで提出してください。なお、正当な理由がなく期限内に提出されない場合には、（中略）〔法〕第12条の規定により手当の支給を受けることができなくなります。」、 「有期（提出）期限 令和元年12月02日」と記載されている。

なお、本来の有期期限（受給資格認定期間）である令和元年11月30日が土曜日であったため、処分庁は、法第33条における、法に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用するとの規定に基づき、翌開庁日である令和元年12月2日を有期（提出）期限とした。

- (5) 処分庁において、審査請求人の有期再認定請求に係る書類が未提出であることが判明し、令和2年5月26日付けで、処分庁は、「特別児童扶養手当の有期再認定について」（以下「本件通知2」という。）を審査請求人に送付した。

本件通知2には、「受給されております特別児童扶養手当について、有期再認定時期が過ぎておりますが、提出がありませんので手当の支給が停止しています。至急手続きをお願いします。」と記載されている。

- (6) 令和2年6月24日、Aは処分庁を訪れ、「特別児童扶養手当有期再認定請求書」及び「特別児童扶養手当認定診断書」（以下、併せて「本件有期再認定請求書等」という。）を提出した。

処分庁は、本件審査請求に係る弁明書において、処分庁の担当者がAに有期期限を徒過した理由を尋ねたところ、Aから特段の事情はない旨を聴き取ったと主張している。

- (7) 令和2年8月7日付けで、処分庁は、審査請求人に本件処分の通知書を送付した。

本件処分の通知書には、根拠法令として法第11条第1号と、不支給処分の期間として「令和元年12月から令和02年06月まで」と、不支給処分の理由として「上記期間における児童〔本件児童〕の障がい状態を判定できる資料がないため」と、記載されている。

処分庁は、本件審査請求に係る弁明書において、①令和2年8月19日、審査請求人が処分庁に架電し、本件処分の理由について尋ね、処分庁の担当者は、Aから本件有期再認定請求書等が提出された際に、受給資格認定期間を徒過しての請求の場合、有期再認定請求までの期間は、手当が不支給になることを説明していると回答した旨、②審査請求人は、手当の不支給の期間に障がいがあるとの診断書を提出すれば、対応が可能かを尋ね、処分庁の担当者は、受給資格認定期間経過までに有期再認定請求がされない場合、再認定で障がい認定されても手当の支給は、請求月の翌月からになる旨説明し

た旨、主張する。

(8) 令和2年9月10日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 有期認定における手当の支給について

ア 前記1(1)のとおり、法第3条第1項は、「国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき(中略)は、その父若しくは母(中略)に対し、(中略)[手当]を支給する。」と定め、所定の障害等級に該当する程度の障害の状態にある障がい児の父又は母がその障がい児を監護していること等を手当の支給要件としており、支給要件に該当する者が受給資格者となる。

前記1(2)のとおり、法第5条第1項は、「手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(地方自治法(中略)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長)の認定を受けなければならない。」と定めている。

すなわち、受給資格者が受給資格の要件を実質的に満たしているという事実のみをもって、直ちに手当の受給権が発生するものではなく、受給資格者が手当の支給を受けるためには、診断書等の所定の書類を添えて都道府県知事等に認定請求書を提出し、受給資格及び手当の額についての認定を受けなければならない、この認定によって初めて具体的な受給権が発生するものである。

イ また、前記1(3)のとおり、法第11条は、「手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。」とし、第1号は「受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わ(中略)なかつたとき。」と定め、前記1(4)のとおり、法第36条第1項は、「行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ(中略)ることができる。」と定めている。

さらに、前記1(6)のとおり、第7号企画課長通知は、「再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。」とし、「命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。」と記している。

したがって、有期認定により手当を支給されている場合についても、受給資格者が、法第36条第1項に規定される命令に基づき有期再認定請求

を行い、受給資格及び手当の額について行政庁の確認を受けることによって、引き続き具体的な受給権が継続するものである。

ウ そして、手当の受給資格及び認定の額に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、前記1（5）から（7）の局長通知、第7号企画課長通知、第3号企画課長通知は、厚生労働省が有期認定の場合の手当の支給に係る事務の具体的な取扱いについて示したものである。

（2）本件処分の経過等について

前記2に基づいて、本件処分に至る経過を見ると、審査請求人には、令和元年11月までの2年間を認定期間とする手当受給資格の有期認定がなされたところ、有期（提出）期限である令和元年12月2日までに審査請求人から有期再認定請求がなく、その後、令和2年6月24日に本件有期再認定請求書等が提出されたため、処分庁は、法第11条第1号に該当するとして、有期再認定請求がなされなかった令和元年12月から令和2年6月までの間を手当の不支給期間とする本件処分を行ったものである。

そこで、本件処分が同条に照らして適法に行われたものかどうかを判断するために、同条第1号に規定される「第36条第1項の規定による命令に従わず」及び「正当な理由がなくて」の2つの要件の該当性について、以下検討する。

（3）法第36条第1項の命令について

審査請求人は、本件処分の根拠となる法第11条1号に規定されている法第36条第1項の命令を記載した文書（本件通知1）を処分庁から受領していないと主張しているものと推測されるため、この点について検討する。

ア 前記2（4）のとおり、処分庁は、令和元年10月11日に審査請求人に対して、本件通知1を送付し、同年12月2日までに必要な書類等を提出することを命じた文書を送付したことが認められるが、これは、前記1（6）の第7号企画課長通知において、「1 再認定に係る障害認定診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法第36条第1項の規定に基づき文書をもってその提出方を命ずること。」と示されていることに照らして行われたものである。

ただし、処分庁が審理手続において提出した証拠書類には、本件通知1の写しは提出されているものの、審査請求人に送達されたことが確認できないため、当審査会から、処分庁に対して、審査請求人に対して本件通知1を送付したことが確認できる資料を求めたが、処分庁回答書では、発信記録簿は廃棄済みであるとして、本件通知1の送付に係る決裁文書の写しが提出されたのみであった。

しかしながら、本件通知1が処分庁に返還されたとの事実は確認できないこと及び審査請求人は平成25年から手当を受給しており、今回の有期再認定請求の手続は3回目であるから、本件通知1を受領していないのであれば、当然、その旨を主張しているはずであるが、本件審査請求におい

て初めて本件通知 1 を受領していない旨の主張を行っていること、さらに、審査請求人に対する本件処分の通知等、他の郵便物が配達されなかったとの事実も確認できないことを併せ考えると、審査請求人に本件通知 1 は送達され、審査請求人が受領し得る状態におかれたものと見るのが相当である。

イ したがって、審査請求人は本件通知 1 を受領し得る状態であったと認められるから、法第 36 条第 1 項の命令を記載した文書を受領していないとの審査請求人の主張は採用できない。

以上により、審査請求人は、令和 2 年 6 月 24 日に本件有期再認定請求書を処分庁に提出するまで、法第 36 条第 1 項の規定による命令に従わなかったと言わざるを得ない。

(4) 法第 11 条第 1 号の正当な理由の有無について

次に、審査請求人が受給資格認定期間までに手当の有期再認定請求をしなかったことに、法第 11 条第 1 号の正当な理由があるかについて検討する。

ア この点について、前記 2 (6) のとおり、処分庁は弁明書において、処分庁の担当者が A に受給資格認定期間を徒過した理由を尋ねたところ、A から特段の事情はない旨を聴き取ったと主張する。

イ また、前記 2 (7) のとおり、処分庁は弁明書において、本件処分の通知を受けた審査請求人が、処分庁に処分の理由を問い合わせた際に、処分庁の担当者が受給資格認定期間を徒過して有期再認定請求がなされた場合、その間の手当が不支給になる説明を行っても、審査請求人は、手当の不支給の期間に障がいがあるとの診断を提出すれば対応が可能かを尋ねた旨主張しており、かかる主張からは、審査請求人が受給資格認定期間を徒過したことに正当な理由があると述べた事実は確認できない。

ウ さらに、本件審査請求の手續においても、審査請求人からは、受給資格認定期間内に有期再認定請求の手續を行うことができなかった理由についての主張はなされていない。

以上により、審査請求人が受給資格認定期間の経過以前に有期再認定請求しなかったこと、すなわち法第 36 条第 1 項に規定される命令に従わなかったことについて、処分庁が正当な理由はないと判断したことに不合理な点は認められない。

(5) 不支給期間中の支給要件該当性について

最後に、審査請求人は、本件児童が先天性の疾患を患っていることを理由に、本件処分による手当の不支給期間中も支給要件に該当する旨主張していると推測されるため、この点について検討する。

ア 受給資格者が、法第 36 条第 1 項の規定の命令に基づき有期再認定請求を行い、受給資格及び手当の額について行政庁の確認を受けることによって、引き続き受給資格者に対して、具体的な受給権が継続するものであることは、前記 (1) イのとおりである。

イ また、前記（３）、（４）のとおり、審査請求人は、令和２年６月２４日に本件有期再認定請求書等を処分庁に提出するまで、正当な理由なく、法第３６条第１項の規定による命令に従わなかったことが認められる。

そうすると、たとえ手当の不支給期間中において、本件児童の疾患の状態が支給要件に合致するとしても、処分庁が、有期再認定請求がなされていない令和元年１２月から令和２年６月までの間について手当を支給しないと判断したことは、前記１（７）の第３号企画課長通知に照らして行ったものであるから、かかる処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（６）以上のことから、本件処分は法令等の規定に照らしてなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 衣笠 葉子